

○農林水産省令第五号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月二十六日

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

農林水産大臣 齋藤 健

改 正 後

別表一(第九条関係)

地 域	植 物	備考(対象とする 検疫有害動植物)
一 イエメン、イスラエル、イ ラン、サウジアラビア、シリ ア、トルコ、ヨルダン、レバ ン	アキー、アボカド(付表第六十及び 第六十四に掲げるものを除く)、あ めだまのき、オールスパイス、オリ ーブ、カシュー	<i>Ceratix capitata</i> (チチュウカイミ バエ)

改 正 前

別表一(第九条関係)

地 域	植 物	備考(対象とする 検疫有害動植物)
一 イエメン、イスラエル、イ ラン、サウジアラビア、シリ ア、トルコ、ヨルダン、レバ ン	アキー、アボカド(付表第六十に掲 げるものを除く)、あめだまのき、 オールスパイス、オリーブ、カシュー	<i>Ceratix capitata</i> (チチュウカイミ バエ)

<p>ノン、アルバニア、イタリア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ポスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モンテネグロ、ロシア、アフリカ、バミューダ諸島、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、西インド諸島（キューバ、ドミニカ共和国及びプエルトリコを除く）、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、オーストラリア（タスマニアを除く）、ハワイ諸島</p>	<p>ブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、ククミス・ディブサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コロロカルプス・エリプチクス、ごれんし、ざくろ、ジャポチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、ナンセ、なんようぎくら、にがうり、フエイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バシヨウ属植物（成熟していないバナナの生果実を除く）、パパイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く）、もちのき属植物、ももたまな属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（付表第三十五に掲げるものを除く）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く）及びみかん科植物（付表第四から第八まで、第三十九、第四十五及び第五十六に掲げるものを除く）の生果実</p>
--	--

<p>ノン、アルバニア、イタリア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ポスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モンテネグロ、ロシア、アフリカ、バミューダ諸島、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、西インド諸島（キューバ、ドミニカ共和国及びプエルトリコを除く）、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、オーストラリア（タスマニアを除く）、ハワイ諸島</p>	<p>ナッツ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、ククミス・ディブサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コロロカルプス・エリプチクス、ごれんし、ざくろ、ジャポチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、ナンセ、なんようぎくら、にがうり、フエイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バシヨウ属植物（成熟していないバナナの生果実を除く）、パパイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く）、もちのき属植物、ももたまな属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（付表第三十五に掲げるものを除く）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く）及びみかん科植物（付表第四から第八まで、第三十九、第四十五及び第五十六に掲げるものを除く）の生果実</p>
--	--

<p>付表 一〇六十三 (略) 六十四 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの</p>	<p>四〇七 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>二 (略)</p> <p>三 オーストラリア(タスマニアを除く)、ニュー・カレドニア、パプアニューギニア、フランス領ポリネシア</p> <p>かんきつ類(付表第七に掲げるものを除く)、アセロラ、アボカド(付表第六十四に掲げるものを除く)、あんず、いちじく、エレモシトラス・グラウカ、オブンティア・フィクスインデイカ、おらんだいちご、オリブ、カシミロア・テトラメリア、カシューナッツ、キウイフルーツ、きだちとうがらし、グリコスミス・トリフォリアタ、こだちとまと、ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、サントール、しまほおずき、シロサボテ、すもも、せいようかりん、とうがらし、トマト、なし、なつめやし、パイヤ、ばんじろう、ばんのき、ヒロセレウス・メガランサス、びわ、フェイジョア、ぶどう(付表第五十九に掲げるものを除く)、まるめろ、ムラーヤ・エキゾチカ、もも、りんご、れいし、わんび、アクロニチア属植物、かき属植物、きいちご属植物、くわ属植物、コーヒーノキ属植物、すのき(こけもも)属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第二に掲げるものを除く)、ももたまな属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p> <p><i>Bactocera tyoni</i> (クインスランドミバエ)</p>
<p>付表 一〇六十三 (略) (新設)</p>	<p>四〇七 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>二 (略)</p> <p>三 オーストラリア(タスマニアを除く)、ニュー・カレドニア、パプアニューギニア、フランス領ポリネシア</p> <p>かんきつ類(付表第七に掲げるものを除く)、アセロラ、アボカド、あんず、いちじく、エレモシトラス・グラウカ、オブンティア・フィクスインデイカ、おらんだいちご、オリブ、カシミロア・テトラメリア、カシューナッツ、キウイフルーツ、きだちとうがらし、グリコスミス・トリフォリアタ、こだちとまと、ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、サントール、しまほおずき、シロサボテ、すもも、せいようかりん、とうがらし、トマト、なし、なつめやし、パイヤ、ばんじろう、ばんのき、ヒロセレウス・メガランサス、びわ、フェイジョア、ぶどう(付表第五十九に掲げるものを除く)、まるめろ、ムラーヤ・エキゾチカ、もも、りんご、れいし、わんび、アクロニチア属植物、かき属植物、きいちご属植物、くわ属植物、コーヒーノキ属植物、すのき(こけもも)属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第二に掲げるものを除く)、ももたまな属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p> <p><i>Bactocera tyoni</i> (クインスランドミバエ)</p>

この省令は、公布の日から施行する。

附 則